

社会福祉法人 育桜福祉会
令和6年度 男女の賃金の差異について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、従業員の男女賃金差異について以下の通り公表します。

区分	男女の賃金の差異 男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全職員	67.5%
正規職員	89.2%
契約職員	72.3%
付記事項 ・ 対象期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・ 契約職員 : 嘱託職員、パートタイマー職員 ・ 賃金 : 通勤手当等を除く	